

シリーズ 活動最前線

また、災害のない平時においては、セラビー犬（動物介在活動犬）の育成および派遣を行っている。

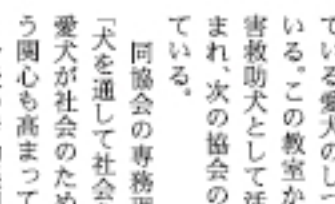
被災者、被災者家族、被災者支援者、被災者ボランティア、被災者ボランティアの育成や普及活動を通じて、災害救助犬の育成や普及活動を行っている。



その優れた嗅覚を活かして、要救助者の捜索を行う。被災時に倒壊した家屋の下敷きになった者、認知症高齢者や行方不明者の臭いを頼りに捜索を行い、発見時に周囲に知らせることができる。協会では被災時に備えた訓練はもちろん、地域でのデモンストレーションを通じて、災害救助犬の育成や普及活動を行っている。

また、災害のない平時においては、セラビー犬（動物介在活動犬）の育成および派遣を行っている。

被災者、被災者家族、被災者支援者、被災者ボランティア、被災者ボランティアの育成や普及活動を通じて、災害救助犬の育成や普及活動を行っている。



その優れた嗅覚を活かして、要救助者の捜索を行う。被災時に倒壊した家屋の下敷きになった者、認知症高齢者や行方不明者の臭いを頼りに捜索を行い、発見時に周囲に知らせることができる。協会では被災時に備えた訓練はもちろん、地域でのデモンストレーションを通じて、災害救助犬の育成や普及活動を行っている。



同協会の専務理事、幸喜馨さんは「犬を通して社会参加した方も多く、愛犬が社会のために役立てた方という関心も高まっている」と話す。

今後の活動展開としては、「災害発生時に災害救助犬を効率的に派遣できるように他府県の救助犬育成機関との連携をとっていきたい」と語る。

協会の活動は災害時に備えながら人と人、人と犬とのふれあいや社会づくりを目標としていることを感じた。

人とワンちゃんの社会貢献 NPO法人 沖縄災害救助犬協会

今回はNPO法人沖縄災害救助犬協会（幸地伸 理事長）の活動について紹介する。同協会では主に災害救助犬の育成とセラビー犬の派遣、しつけ教室の開催などを展開している。現在会員は130人、災害救助犬1頭をはじめセラビー犬29頭、嘱託警察犬7頭が登録されている。

災害救助犬は、その優れた嗅覚を活かして、要救助者の捜索を行う。被災時に倒壊した家屋の下敷きになった者、認知症高齢者や行方不明者の臭いを頼りに捜索を行い、発見時に周囲に知らせることができる。協会では被災時に備えた訓練はもちろん、地域でのデモンストレーションを通じて、災害救助犬の育成や普及活動を行っている。

赤い羽根共同募金運動がスタートします！

平成17年度目標額 2億2,993万7千円

スローガン

地域の福祉、みんなで参加

運動期間 10月1日～12月31日



今年も赤い羽根共同募金運動が、厚生労働省の告示により10月1日から12月31日までの3カ月間にわたり、地域の福祉、みんなで参加をスローガンに北海道から沖縄まで全国一斉に展開されます。

募金運動初日の10月1日には、全日本空路株式会社の協力により第44回「赤い羽根空の第一便伝達式」が那覇市のパレットにもじ前に開催されます。

伝達式では、厚生労働大臣から県知事・那覇市長へ、中央共同募金会会長から沖縄県共同募金会会長・那覇市支会会長へそれぞれメッセージと赤い羽根が伝達されます。このあとも、那覇観光光キャンペーンレディなどが街頭募金を行い、道行く人々に協力を呼びかけます。



また、この日は宮古・八重山地区でも、日本トランスオーシャン航空の協力により客室乗務員から県知事メッセージと赤い羽根が伝達されるほか、各支会・分会（市町村）でもそれぞれ募金の出発式が行われます。宮古地区では、共同募金キャンペーン車輦パレードも予定されています。

今年度の募金使途計画は、在宅福祉事業やボランティア育成事業など、地域福祉活動を行っている市町村社会福祉協議会の活動費として1億4千4百93万7千円（63.0%）、地域福祉活動団体の支援や民間社会福祉施設充実のために3千万円（13.1%）、その他全県的な福祉事業推進のために5千5百万円（23.9%）が配分を計画しています。

皆様の温かいご支援、ご協力を
よろしくお願い致します

社会福祉法人
沖縄県共同募金会

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター内

TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270

福岡県西方沖地震災害義援金
ありがとうございました

去る3月20日に発生しました「福岡県西方沖地震災害」に伴い、義援金募集の呼びかけをしましたところ、たくさんのご協力をいただきました。

皆様から寄せられました災害義援金は、福岡県共同募金会を通じて被災者へ届けられることになっています。

沖縄県共同募金会取扱額及び送金額
44件 3,680,497円

福祉施設経営相談

（労務管理編）

Q&A

監修▼福祉施設経営
支援事業専門相談員
社会福祉士 江尻 育弘

Q 人件費比率が非常に高く、人件費を抑制しなければなりません。そこで評価制度を導入したいのですが、注意点はありますか。

A まず、緊急に人件費を抑制しなければならぬ場合であっても、「人件費を抑えなければならぬから、評価制度を導入する」というのは、論理が破綻しています。また、この短絡的な発想は非常に危険だと言えます。評価が上がることも、手取り額が減っていくケースも出てきます。「人件費を抑えなければならぬから、なぜなのかを職員に説明する」というのが、法的にもまずやらないといけない正しい順序です。その時に説明しなければならぬポイントとは、①抑制の必要性、②抑制の合理性、③不利益の程度、④職員への十分な説明と意見聴取、⑤代償措置、⑥世間的な整合性、です。これをしっかりと押さえてください。また、評価制度で金銭変換する場合、その原資が減っていくと、制度自体が機能しなくなる恐れがあります。したがって、評価制度は導入せずに、賞金の上昇カーブの折り曲げだけで対応するという方法もあります。緊急であれば、毎月の給与に抑制をかけると、その効果は高いといえます。しかし、やはり相手は人間ですから、必ず前述の説明責任を果たすということが法的にも絶対に必要です。



（労務管理に関する）相談は
江尻 育弘 社会福祉士
江尻事務所
那覇市金城5-7-14 エクセルビル218
電話 098-857-1077
http://www.e-jimusho.jp

沖縄県社会福祉協議会
経営者支援室
電話 098-887-2037（直通）
FAX 098-887-2043